

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 5 号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表第 1 号中「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」を「健康食品との関連が疑われる健康被害情報提供票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。